

調 査 業 務 写 真 管 理 基 準

調査業務写真管理基準目次

| | | | |
|-----|---------------|-------|-----|
| 1 章 | 総 則 | | 管 1 |
| 2 章 | 深 浅 測 量 | | 管 1 |
| 3 章 | 探 査 工 | | 管 1 |
| 4 章 | 土 質 調 査 | | 管 1 |
| 5 章 | 環 境 調 査 | | 管 1 |
| 6 章 | 気 象 ・ 海 象 調 査 | | 管 1 |

1 章 総 則

総則は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査業務写真管理基準 第1章総則」によるものとする。

2 章 深 浅 測 量

深浅測量は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査業務写真管理基準 第2章深浅測量」によるものとする。

3 章 探 査 工

探査工は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査業務写真管理基準 第3章探査工」によるものとする。

4 章 土 質 調 査

土質調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査業務写真管理基準 第4章土質調査」によるものとする。

5 章 環 境 調 査

環境調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査業務写真管理基準 第5章環境調査」によるものとする。

6 章 気 象 ・ 海 象 調 査

気象・海象調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査業務写真管理基準 第6章気象・海象調査」によるものとする。